

監査報告書

令和3年 4月22日

公益財団法人 薩摩川内市民まちづくり公社
理事長 今吉 美智子 殿

監事

木端 文幸

監事

吉松 茂

私たち監事は、当公社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、第197条において準用する第99条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当公社の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当公社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当公社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

なお、本事業年度における正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計における
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1)経常収益 ②事業収益 の売上対
価の返還について、消費税の観点から意見を申し述べます。

当該勘定科目に計上されている△17,376,723 円について、関係証憑類の内容を確認
しましたところ薩摩川内市納入通知書・領収書により、令和3年1月15日に薩摩川
内市商工観光部施設課に令和2年度一般会計として、同額が納入されていることが分
かりました。

この薩摩川内市納入通知書・領収書の摘要欄に、

せんだい宇宙館指定管理料返納金

平成30年度=7,767,819 円

平成31年度=9,608,904 円

と記載されていることから、せんだい宇宙館指定管理料の返納をされたものと理解し
ているところですが、このせんだい宇宙館指定管理料の返納に係る証憑は、当薩摩川
内市納入通知書・領収書のみであるため、返納に至った経緯や金額の算定等詳細につ
いては不明であることから、この納入金が消費税法第38条第1項に規定されている売
上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に該当するものであるのかどう
か、判断が難しいと考えられます。

せんだい宇宙館の管理につきましては、薩摩川内市との間で指定管理者として指定
された期間（平成28年4月1日から令和3年3月31日）の当初において基本協定
を締結し、その（指定）期間の各事業年度においては年度協定を締結されており、こ
れら協定の中には当然のことながら業務内容や指定管理料も含まれているところで
す。

この、せんだい宇宙館の管理に関して薩摩川内市との間で締結された（当該返納の
対象とされている）平成30年度及び平成31年度の年度協定書には、この協定に定
めの無い事項については、第一義的には基本協定によるものとし、基本協定にも定め
の無い事項又はこの協定に疑義が生じたときは、協定当事者である薩摩川内市と公益
財団法人薩摩川内市民まちづくり公社協議の上、定めるものとする規定されてお
り、基本協定書には、管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じ
たときは、協定当事者である薩摩川内市と公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社
協議の上、この協定を改定することができる規定されておりますところ、今回のせ
んだい宇宙館指定管理料の返納は各年度協定書に規定されているこの協定に定め
の無い事項に、また基本協定書に規定されている管理業務に関し、事情が変更したとき、
又は特別な事情が生じたときに該当するものと思料されます。

これら年度協定書あるいは基本協定書に規定されているように、協定当事者による
返納の理由や返納額の算出根拠といった協議内容を記録に残し、この返納が消費税法
第38条第1項に規定する売上げに係る対価の返還に該当するものであることを裏付け
ていただくことを提言いたします。